

## 第12回性犯罪に関する刑事法検討会への意見

委員 小島 妙子

第12回検討会に出席できませんでしたので、当日の論点について意見を述べます。

### 1 一定の年齢未満の者を被害者とする罰則のあり方について

- (1) 性交同意年齢を引き上げて、16歳未満とする。子ども同士の性行為は処罰対象外とする。

#### (補助資料3頁③一つ目の○について)

義務教育を受けている子どもに対する大人からの性被害について、これを処罰の対象として子どもを守る必要がある。

大人であれば適切な判断や対処ができるような場合でも、義務教育年齢の子どもは判断能力が十分でなく、拒絶できずに性関係に引きずり込まれる。大人に子どもが食い物にされる場合について、当罰性があるので法改正が必要である。

改正により、教師、スポーツ競技のコーチなどによる性的虐待、親族等家庭内の性的虐待など、地位関係性を利用・濫用する類型の性犯罪のうち、中学生が被害者となる場合について、同意・不同意を問わず処罰できる。居場所のない子どもがSNS等で写真などを送ってしまい、性的被害に遭う場合、グルーミングにより子どもの信頼を得て性交に及ぶ場合なども同様に処罰できる。

- (2) 16, 17歳くらいの子どもの性被害をどうするかが問題となる。

#### (補助資料4頁3①一つ目の○について)

「現に監護する者」に限っている監護者性交罪の適用範囲を拡大して、教師と生徒、スポーツのコーチと選手などの教育関係、および親族からの性被害など家庭内の性虐待にも適用できるようにするべきである。

## 2 障害者を被害者とする罰則のあり方について

(補助資料7頁1②一つ目の○, 同③一つ目の○, 15頁②四つ目の○について)

抗拒不能の類型として障害を列挙する(不同意性交罪のうち, 精神的・身体的要因に関する個別的規定として障害を列挙する。→4(2))。

この外に, 地位関係性利用類型として, 障害者について障害関連施設職員と利用者, 就労支援施設の職員と利用者などの類型を設け, 地位関係を利用濫用した場合について処罰類型を設ける。

さらに, 主体・客体を限定して, 被害者の同意の有無を問わず, 監護者性交罪と同様に処罰する類型を設けることも検討に値する。

## 3 地位関係を利用する罰則のあり方について

(補助資料10頁②一つ目の○について)

年齢を問わず地位関係性利用型の性犯罪を設けるべきである。

上司と部下などの雇用関係, 医療関係者と患者, 刑務所の職員と受刑者, 宗教関係者と信者, 教師と生徒, スポーツのコーチ, 親族などが, その優越的地位を利用濫用した場合について規定を設けるべきである。特別公務員暴行陵虐罪はあるが, 検挙件数はほとんどない現状に留意すべきである。

監護者性交罪とは異なり, 被害者の同意の有無を問う犯罪類型とする。

## 4 暴行脅迫要件や心神喪失・抗拒不能要件のあり方について

(12頁③四つ目の○, 14頁②一つ目の○について)

(1) 現行法の問題点として, 暴行脅迫要件・抗拒不能要件とも, 判例法は「反抗を著しく困難にする程度」としているが, 明確性に欠ける。

処罰すべき不同意性交がいかなる行為かについて類型化し, 個別的規定を設ける必要がある。併せて, 不同意性交に対する当罰性の判断は時代により

変化するものであるから、今後の判例法理の展開を見越し、受け皿規定を設けておくべきである。受け皿規定としては、「その他意に反する性的行為」が考えられる。

受け皿規定を設けない規定ぶりとするなら、不同意性交罪を創設したとは言えず、不同意性交罪を処罰するべきだという社会的要請に応えたことにはならない。

「その他意に反する性的行為」という規定の仕方は罪刑法定主義に反しない。現行法でも「その他」として処罰する刑法各則規定の例がある。刑法各則には、「行為主体」「行為客体」「行為態様」について「その他」を規定する例があり、たとえば「行為態様」について、79条、82条、92条、96条、96条の2、100条、114条、121条、123条、125条1項、125条2項、172条、212条、234条の2、262条の2がある。

(2) 個別的規定として考えられるのは、以下のとおりである。

① 行為態様による類型化

暴行、脅迫、威力、威迫、監禁、欺罔・偽計、不意打ちなど。

② 被害者の状態に関する類型化

心理状態に関する規定として、畏怖、恐怖、驚愕、困惑、洗脳。

身体的・精神的要因に関する規定として、無意識、睡眠、酩酊、薬物の影響、疾患、障害など。

- ・ 個別的規定に当てはまる行為については、不同意が推認される。
- ・ 法定刑について、刑の軽い類型を設けるべきであるとの意見もある。しかし、どちらの類型にあたるのかが争点となる。下限は5年とし、量刑で工夫してはどうか。軽い類型を設ける必要はないと考える。